

平成30年8月26日執行 香川県議会議員補欠選挙 執行日程表

香川県選挙管理委員会

告示日 月日曜 選舉期日前	県委員会・選舉長等の行う事務	執行者	関係法令	市町委員会等の行う事務	執行者	関係法令
9 30 政談演説会開催届出受付開始（確認書の交付）	県委員会	法201の9 合129の4 運規13章 法201の9, 201の11 合129の5	県選舉管理委員会 明るい選舉推進協議会 市区町村選舉管理委員会 市町選舉管理委員会 個人演説会を開催することができる公営施設 の施設管理者	凡 例		
告 31 政治活動用ポスター記紙交付開始		〃				
17 金 32 政治活動用ビラの届出受付開始		〃	法201の11 運規57の2～57の4			
18 土 8 33 機関紙（誌）の届出受付開始		〃	法201の9 運規53の5 法144の2 運規11の5			
日 34 候補者及び市町委員会に通知		〃	法201の15 運規58 法144の2 運規11の5			
35 期日前投票所及び不在者投票管理者のうち当該市町委員会委員長の管理する投票所における候補者の氏名等掲示様式を市町委員会へ送信		〃				
36 立候補（異動）、死亡の告示及び県委員会への報告並びに市町委員会、候補者の住所地の市町村長及び市町委員会への通知		選挙長	法86の4 合92 事規33 法103IV該当を含む。）、死亡の告示及び県委員会への通知			
37 選舉に対する関心を高める運動展開		推進協議会 県委員会 県委員会	法6			
1 選舉公報及び氏名等掲示用紙印刷開始・終了、市町委員会へ送付	県委員会	事規32	1 期日前投票所及び不在者投票管理者のうち当該市町委員会委員長の管理する投票所における候補者の氏名等の掲示様式を市町委員会へ送信	市町委員会	法175 〃	法49 令50～54, 法38, 48の2 事規21 令34, 49の7
2 候補者の被選挙権等について候補者の住所地の市町村長及び市町村委員会並びに本籍地の市町村長に調査依頼	選挙長		2 期日前投票所の投票用紙及び投票用封筒の送付期限（期日前投票所を設ける期間の初日において当該期日前投票所を開く時刻までに）	市町委員会	〃	法49 令50～54, 法38, 48の2 事規21 令34, 49の7
18 土 8 3 不在者投票（郵便等による発送を除く。）			3 不在者投票（郵便等による不在者投票を含む。）の投票用紙及び投票用封筒等の交付開始（郵便等による発送を除く。）	市町委員会	法48の2, 49 投票管理者 〃	法48の2, 49 投票管理者 令55～58, 59の5, 59の5の4, 59の6 投票管理者 令49の7, 43
19 日 7 4 期日前投票立会人が2人に達しないとき、又は達しなくなつたときの選任及び通知			4 期日前投票所の投票立会人が2人に達しないとき、又は達しなくなつたときの選任及び通知	市町委員会	〃	法48の2, 49 投票管理者 令55～58, 59の5, 59の5の4, 59の6 投票管理者 令49の7, 43
20 月 6 5 期日前投票所の投票箱に何も入っていないことの確認（新たな投票箱を使用する場合はその都度）			5 期日前投票所の投票箱に何も入っていないことの確認（新たな投票箱を使用する場合はその都度）	市町委員会	〃	法48の2, 49 投票管理者 令55～58, 59の5, 59の5の4, 59の6 投票管理者 令49の7, 43
21 火 5 6 期日前投票・不在者投票開始			6 期日前投票・不在者投票開始	市町委員会	〃	法48の2, 49 投票管理者 令55～58, 59の5, 59の5の4, 59の6 投票管理者 令49の7, 43
22 水 4 7 期日前投票ににおける投票録の作成（各日）			7 期日前投票ににおける投票録の作成（各日）	市町委員会	法39, 41, 41の2 事規17	法39, 41, 41の2 事規17
23 木 3 8 投票箱を閉鎖する場合の措置（かぎの封印）			8 投票箱を閉鎖する場合の措置（かぎの封印）	市町委員会	〃	法63, 64 事規26
2 9 選舉公報及び氏名等掲示用紙の受領			9 選舉公報及び氏名等掲示用紙の受領	市町委員会	法49 令59の4	法62 事規25
10 選舉公報を各世帯に配布開始（選挙の期日前日までに完了）			10 選舉公報を各世帯に配布開始（選挙の期日前日までに完了）	市町委員会	法161, 163～164の2 合112～125	
19 日 7 1 個人演説会（公営施設使用）開始			1 個人演説会（公営施設使用）開始	市町委員会	法39, 41, 41の2 事規17	
20 月 6 2 開票の場所及び日時の告示（予め）			2 開票の場所及び日時の告示（予め）	市町委員会	〃	
21 火 5 3 1 郵便等による不在者投票における投票用紙及び投票用封筒の請求期			3 1 郵便等による不在者投票における投票用紙及び投票用封筒の請求期	市町委員会	法62 令69	
22 水 4 2 開票立会人届出期限（くじを行うこととなつた場合は、その旨通知）			2 開票立会人届出期限（くじを行うこととなつた場合は、その旨通知）	市町委員会	〃	
23 木 3 1 指定立会人届出期限（くじを行うこととなつた場合は、その旨通知）			1 指定立会人届出期限（くじを行うこととなつた場合は、その旨通知）	市町委員会	法62 令69	

月	日	曜	県 委 員 会	選 举 長 等 の 行 う 事 務	執 行 者	関 係 法 令	市 町 委 員 会 等 の 行 う 事 務	執 行 者	関 係 法 令
23	木	3	選 举 会 の 選 举 立 会 人 の 届 出 の あ つ た 者 が 3 人 に 違 し な い と き の 選 举	選 举 長 法 76, 62 事 規 30, 25 事 規 30	選 举 長 " "	3 投 票 事 務 従 事 者 就 任 期 限 (知 事 選 举 と 通 じ て 行 う) 4 投 票 立 会 人 を 選 举 立 会 人 が 定 ま つ た と き の 本 人 へ の 通 知 5 選 举 会 の 事 務 従 事 者 の 選 任 期 限 6 特 定 国 外 派 遣 隊 員 の 不 在 者 投 票 に お け る 投 票 用 紙 及 び 投 票 用 封 箇 の 請 求 期 限	市 町 委 員 会 " " " "	法 38 令 27 事 規 14 法 62 令 70 の 2 事 規 25 法 49 令 59 の 4 法 175	
24	金	2	1 選 举 会 の 選 举 立 会 人 の く じ 執 行 (10 人 を 超 え る と き 、 同 一 政 党 3 人 以 上 の と き) 、 定 ま つ た 場 合 の 本 人 へ の 通 知	選 举 長 法 76 事 規 30	選 举 長 " " " "	1 開 票 立 会 人 の く じ 執 行 (10 人 を 超 え る と き 、 同 一 政 党 3 人 以 上 の と き) 、 定 ま つ た 場 合 の 本 人 及 び 開 票 管 理 者 へ の 通 知 2 補 充 立 候 候 が あ つ た 場 合 に 投 票 記 載 所 の 氏 名 等 に 揭 示 の 掲 載 順 序 の く じ 執 行	市 町 委 員 会 " " " "	令 32, 33, 48 の 3 規 则 6 通知 法 55, 48 の 2 法 170 運 規 44 公 報 条 例 15	
25	土	1	1 選 举 期 日 現 在 選 举 人 名 簿 登 錄 者 數 等 の 報 告 受 領 2 選 举 事 務 所 設 置 状 況 調 査	県 委 員 会 通 知 " " " "	県 委 員 会 " " " "	1 投 票 所 (共 通 投 票 所) の 設 備 そ の 他 の 準 備 2 選 举 期 日 現 在 選 举 人 名 簿 登 錄 者 數 等 を 県 委 員 会 に 報 告 3 選 举 事 務 所 設 置 状 況 調 査 4 期 日 前 投 票 所 の 投 票 箱 、 投 票 錄 、 選 举 人 名 簿 の 抄 本 を 選 管 に 送 致 5 選 举 公 報 の 配 布 期 限	市 町 委 員 会 " " " "	法 41 の 2, 132, 134 法 41 の 2, 175 運 規 11 章 法 38 事 規 14 令 28	
26	日	票	(選 举 運 動 最 終 日)	選 举 長 法 132, 134 通 知 事 規 32	選 举 長 " " " "	1 投 票 所 (共 通 投 票 所) を 設 け た 場 所 の 入 口 か ら 300 メートル 内 の 区 域 に 設 け ら れ た 選 举 事 務 所 の 閉 鎖 命 令 2 投 票 状 況 結 果 通 報 の 受 理 及 び 発 表 3 投 票 点 檢 結 果 通 報 の 受 理 及 び 発 表 4 候 術 者 の 被 選 举 權 調 査 完 了	市 町 委 員 会 " " " "	投票 管 理 者 令 34 法 40 令 60, 61 委 員 會 " " " "	
27	月	(後)	1 投 票 、 点 檢 結 果 報 告 檢 収 2 選 举 会 の 準 備	選 举 長 法 66 令 74 事 規 27 法 77	選 举 長 " " " "	1 投 票 、 点 檢 結 果 報 告	開 票 管 理 者 法 66 令 74 事 規 27		
28	火	2	1 選 举 会 の 選 举 立 会 人 が 3 人 に 違 し な い と き 、 又 は 違 し な く な つ た 2 選 举 会 の 開 催 及 び 通 知 3 選 举 結 果 の 作 成 及 び 選 举 会 に 關 す る 書 類 を 県 委 員 会 に 送 付	選 举 長 法 76, 62 事 規 30, 25 " " " "	選 举 長 " " " "	1 選 举 会 の 選 举 立 会 人 が 3 人 に 違 し な い と き 、 又 は 違 し な く な つ た 2 選 举 会 の 開 催 及 び 通 知 3 選 举 結 果 の 作 成 及 び 選 举 会 に 關 す る 書 類 を 県 委 員 会 に 送 付	開 票 管 理 者 法 66, 70 令 74 事 規 27 令 75, 76		

月 日 曜	告示日 期日前	県 委 員 会・選 挙 長 等 の 行 う 事 務	執 行 者	関 係 法 令	市 町 委 員 会 等 の 行 う 事 務	執 行 者	関 係 法 令
		4 当選人の住所、氏名等を県委員会に報告	選 票 委 員 会	法101の3			
8 28 火	2	5 具選舉管理委員会の開催	"	法101の3			
		6 当選人に当選の旨を告知し、当選人の住所及び氏名を告示	"	法105			
		7 当選証書の交付	"	法108			
		8 知事に当選証書交付の報告					
9 1 土	6	1 選挙運動に関する取扱支報告書の提出期限	出納責任者	法189	1 選挙人名簿又は抄本の閲覧開始	市町委員会	法28の2、28の3
10 月 15	1	12 水 17 1 供託物返還手続開始	選 票 委 員 会	令93			